

令和5年7月5日

監査事務局

令和4年度第2期定期監査結果等の公表について

監査の結果に関し、明日令和5年7月6日、福岡市公報及び福岡市監査事務局ホームページにて公表します。

1 概要説明資料

- ・ 令和4年度第2期監査結果（事務）について
- ・ 令和4年度第2期監査結果（事務）の概要
- ・ 令和4年度第2期監査結果（工事）について
- ・ 令和4年度第2期監査結果（工事）の概要

2 公表資料（福岡市公報掲載データ）

- ・ 5 監査公表第4号（監査の結果に関する報告について）
- ・ 5 監査公表第5号（監査の結果に関する報告について）

3 参考資料

- ・ 令和5年度監査年間スケジュール

○事務監査

（担当課）事務監査課

（電 話）711-4707

（内線 7210）

（担 当）山 口

○工事監査

（担当課）工事監査課

（電 話）711-4710

（内線 7220）

（担 当）吉 村

令和4年度 第2期 監査結果（事務）について

1 監査の概要

(1) 対象期間 平成29年10月 ~ 令和5年2月

(注) 監査の対象期間は、上記の範囲内で局区等、団体毎に異なる。

(2) 監査対象及び指摘・意見のある局区等・団体

区分	定期監査 局区等	財政援助団体等監査						合計
		財政援助団体		出資団体		指定管理者		
		団体	所管局	団体	所管局	団体	所管局	
監査対象局区等・団体	18	3	2	4	4	7	10	34 局区等・団体
指摘・意見のある局区等・団体	5	0	0	0	0	0	0	5 局区等・団体

※合計欄の数は、定期監査の局等と財政援助団体等の所管局が重複するため、各欄の合計値とは一致しない。

2 監査の結果

(1) 定期監査

・指摘

(単位：件)

局区等	内容別指摘件数							指摘件数計	公報ページ
	財務事務	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	物品管理事務	その他		
福祉局			1					1	P5
保健医療局			1	1				2	P5
東区役所			1				1	2	P6
南区役所		1						1	P6~7
城南区役所			1					1	P7
合計	0	1	4	1	0	0	1	7	

※定期監査対象局区等

会計室、市長室、市民局、福祉局、保健医療局、環境局、農林水産局、住宅都市局、港湾空港局、東区、博多区、中央区、南区、城南区、早良区、西区、水道局、農業委員会事務局

(2) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体監査

・指摘・意見なし

対象団体：(公社)福岡市シルバー人材センター、(公社)福岡市老人クラブ連合会、
(一社)福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会
所 管 局：福祉局、農林水産局

イ 出資団体監査

・指摘・意見なし

対象団体：(地独)福岡市立病院機構、(株)福岡クリーンエネルギー、
(公財)福岡市緑のまちづくり協会、博多港ふ頭(株)
所 管 局：保健医療局、環境局、住宅都市局、港湾空港局

ウ 公の施設の指定管理者監査

・指摘・意見なし

対象団体：(株)福岡サイエンス&クリエイティブ、(株)福岡市民ホールサービス、
福岡舞台芸術施設運営共同事業体、西部ガス都市開発(株)、
(株)博多座、(公社)福岡市シルバー人材センター、
(特非) I-D O
所 管 局：こども未来局、経済観光文化局、道路下水道局、東区、博多区、
中央区、南区、城南区、早良区、西区

【問い合わせ先】

○ 事務監査
監査事務局 事務監査課長 山口 711-4707 (内線7210)

※公報：令和5年7月6日 第6972号(別冊)

令和4年度 第2期 監査結果(事務)の概要

1 定期監査

局等	監査の結果(別添公報より抜粋)
福祉局	<p>印刷消耗品費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>印刷消耗品費等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度の借損料1件、委託料1件及び「2020年版 民生委員・児童委員手帳／地方版」に係る印刷消耗品費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p>
保健医療局	<p>役務費の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>役務費の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和3年度「手話通訳派遣(6/2, 6/4)」外1件に係る役務費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当))</p> <p>委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和3年度「新型コロナウイルスワクチン接種医療機関運営補助業務に係るスタッフ派遣(令和3年5月分)」に係る委託料の支出において、請求日から30日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。</p> <p>今後、委託料の支払いにあたっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当))</p>
東区役所	<p>報酬支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>嘱託員の報酬は、「福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」、同施行規則及び就業要綱の規定に基づき支給しなければならない。また、月の一部しか勤務しなかった場合は、報酬額を減額して支給しなければならない。また、年次有給休暇(以下「年休」という。)の取得単位は1日又は1時間とし、1時間単位での取得は10日を上限としている。</p> <p>しかしながら、令和元年度において、上限を超えて申請された1時間単位の年休を誤って承認した嘱託員1名について、上限を超えた部分は1日単位の年休となるため、年休付与日数を超えた部分は欠勤となるが、当該欠勤に係る報酬額を減額せず支給していた。</p>

	<p>今後、報酬等の支出事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>
東 区 役 所	<p>道路占用許可に伴う占用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>長期の道路占用許可に伴う占用料は、道路法及び福岡市道路占用料徴収条例に基づき、占用の期間が1年以上で翌年度以降にわたる場合においては、次年度以降の分は、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収しなければならない。また、占用料を納付しない者がある場合は、督促状によって納付すべき期限を指定し督促する必要がある。</p> <p>しかしながら、長期の道路占用許可に伴う令和4年度道路占用料の徴収について、徴収期日より遅れて令和4年9月22日を納期限とし調定及び納入の通知を行い、また、納期限までに納付しない者があるにもかかわらず督促していなかった。</p> <p>今後、道路占用許可に伴う占用料の徴収に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(維持管理課)</p>
南 区 役 所	<p>現金収納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>収納金等現金の取扱いについては、区出納員は収納した現金をその日に払い込むことになっており、それによりがたい場合は指定金融機関等の翌営業日までに払い込まなければならない。</p> <p>しかしながら、令和3年度の閲覧複写代の現金収納事務において、区出納員が収納した現金について、収納金額よりも少ない金額の払込書を作成して払込みを行い、収納金額と払込書の金額との差額を23日遅れて払い込んでいるものがあつた。</p> <p>今後は、関係法令等に則り適正に行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(課税課)</p>
城 南 区 役 所	<p>報酬支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>嘱託員の報酬は、「福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」、同施行規則及び就業要綱の規定に基づき支給しなければならない。月の一部しか勤務しなかった場合は、報酬額を減額して支給しなければならない。</p> <p>しかしながら、令和元年度において、私傷病のため8月1日から9月29日までを勤務免除とした嘱託員1名について、勤務しなかった期間のうち無給の期間に係る報酬額を減額せず支給していた。</p> <p>今後、報酬等の支出事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(保護課)</p>

令和4年度 第2期 監査結果（工事）について

1 監査の概要

(1) 対象期間 平成29年4月～令和4年3月

(注) 監査の対象期間は、上記の範囲内で局区、団体毎に異なる。

(2) 監査対象及び指摘・意見のある局区・団体

区分	定期監査	出資団体	合計
	局区	団体	
監査対象局区・団体	15	4	19局区・団体
指摘・意見のある局区・団体	11	1	12局区・団体

2 監査の結果

(1) 定期監査

・指摘

(単位：件)

局区	内容別指摘件数										指摘 件数 合計	公 報 ペー ジ
	計画	設計	積算	施工	委託	維持 管理	契約	検査	その他			
環境局	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	P7～8
農林水産局	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	P8
住宅都市局	5	1	2	1	1	0	1	0	0	0	11	P8～13
港湾空港局	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	P13～14
東区役所	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	P14
博多区役所	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	P14～15
南区役所	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	P15
城南区役所	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	P15～16
早良区役所	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	P16～17
西区役所	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	P17
水道局	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	P17
合 計	5	1	14	1	1	0	1	0	0	0	23	

・意見なし

※定期監査対象局区

〔 市民局、福祉局、保健医療局、環境局、農林水産局、住宅都市局、港湾空港局、東区役所、博多区役所、中央区役所、南区役所、城南区役所、早良区役所、西区役所、水道局 〕

(2) 出資団体監査

・指摘

指摘件数 団体	内容別指摘件数									指摘 件数 合計	公 報 ペー ジ
	計画	設計	積算	施工	委託	維持 管理	契約	検査	その 他		
(地独)福岡市立病院機構	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	P34~35
合 計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	

・意見なし

※出資団体監査対象団体

((地独)福岡市立病院機構、(株)福岡クリーンエナジー、
(公財)福岡市緑のまちづくり協会、博多港ふ頭(株))

【問い合わせ先】

○ 工事監査に関すること

監査事務局 工事監査課長 吉村 711-4710 (内線7220)

※公報：令和5年7月6日 第6972号(別冊)

令和4年度 第2期 監査結果（工事）の概要

1 定期監査

(1) 局別監査

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
環 境 局	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 道路土工及び運搬処理工の積算を適正に行うべきもの 市道蒲田1165号線 道路改良工事（その7） （契約金額1億387万3,000円）</p> <p>本工事は新設道路を整備する道路改良工事である。 土砂運搬処理において、現場等の道路幅員に制約を受けるとして設計変更を行っていたが、積算条件区分に該当しない施工単価を適用して積算を行い、さらに、土量変化率を考慮しないまま土工量の算定を行った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、軟弱な地盤があり通常の土砂搬出が困難であるとして、設計変更で不整地運搬車による運搬を増工していたが、土砂の積込費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（施設課）</p>	過小 1,311千円
農 林 水 産 局	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 運搬費の積算を適正に行うべきもの 油山牧場災害復旧工事 （契約金額2,947万7,800円）</p> <p>本工事は台風により被災した施設（法面等）を復旧する災害復旧工事である。</p> <p>仮設工の積算において、敷鉄板設置工を計上していたが、敷鉄板（仮設材）の運搬費等を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（政策企画課）</p>	過小 760千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
住 宅 都 市 局	<p>計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 土壌汚染対策法を遵守すべきもの 南公園センターゾーンペンギン展示施設整備工事 （契約金額 1 億3,691万9,200円）</p> <p>本工事は動物園の展示施設の新築に伴う整備工事である。 土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める 規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ 福岡市長に届け出なければならないことになっている。</p> <p>福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を 進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積 が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行 っていないかった。</p> <p>しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、 同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となる ため、届出を行うべきであった。</p> <p>今後は、適正な手続きに努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（整備課）</p>	—
	<p>計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 土壌汚染対策法を遵守すべきもの 福岡市合葬墓等新築工事〔総合評価〕 （契約金額 1 億9,054万9,700円）</p> <p>本工事は合葬墓及び管理事務所等を新築する工事である。 土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める 規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ 福岡市長に届け出なければならないことになっている。</p> <p>本工事については、合葬墓周辺の施設の新設事業とエントランス及び管 理事務所等の整備の既存施設改修事業を、別事業と判断し届出を行って いなかったが、同一の事業として届出を行うべきであった。</p> <p>今後は、適正な手続きに努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（整備課）</p>	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
住 宅 都 市 局	<p>計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 土壌汚染対策法を遵守すべきもの 動物園アジアゾウ舎放飼場整備（その1）工事 （契約金額1億462万7,600円）</p> <p>本工事は動物園の放飼場の新築に伴う整備工事である。 土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。</p> <p>福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。</p> <p>しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。 今後は、適正な手続きに努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（整備課）</p>	—
	<p>計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 土壌汚染対策法を遵守すべきもの 南公園センターゾーンペンギン展示施設新築工事〔総合評価〕 （契約金額4億9,993万1,300円）</p> <p>本工事は動物園の展示施設を新築する工事である。 土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。</p> <p>福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。</p> <p>しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。 今後は、適正な手続きに努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（動物園）</p>	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
住 宅 都 市 局	<p>計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 土壌汚染対策法を遵守すべきもの 福岡市植物園立体駐車場新築工事〔総合評価〕 （契約金額3億4,763万8,500円）</p> <p>本工事は植物園の立体駐車場を新築する工事である。 土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める 規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ 福岡市長に届け出なければならないことになっている。</p> <p>福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を 進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積 が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行 っていないかった。</p> <p>しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、 同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となる ため、届出を行うべきであった。 今後は、適正な手続きに努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（植物園、動物園関連）</p>	—
住 宅 都 市 局	<p>設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 設計変更を適正に行うべきもの 山王公園園路整備工事 （契約金額9,312万4,900円）</p> <p>本工事は老朽化した園路の整備工事である。 アスファルト舗装工（透水性アスファルト舗装）の積算において、公園 利用者が多数いることから安全確保を図るため工事の施工範囲等を制限す る必要があるとして、積算条件区分の「平均幅員1.4m未満」を適用してい た。</p> <p>また、施工においては、公園利用者の立入り規制を行うことにより、安 全に施工ができるとして、施工方法等の承諾を行い設計変更を行っていな かった。</p> <p>しかしながら、実施の現場条件では「平均幅員1.4m以上」の施工が可能 となるため、設計図書で明示している積算条件区分を「平均幅員1.4m未 満」から「平均幅員1.4m以上」に変更する必要があった。 今後は、適正な設計変更を努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（整備課）</p>	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
住 宅 都 市 局	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの ユニット及びその他工事、金属製建具工事及び土工事の積算を適正に行うべきもの 南公園センターゾーンペンギン展示施設新築工事〔総合評価〕 （契約金額4億9,993万1,300円）</p> <p>本工事は動物園の展示施設を新築する工事である。</p> <p>建築工事の積算では、専門工事業者から見積りを徴取する場合は、諸経費（法定福利費を含む）を含んだ金額を単価として採用することとなっているが、ユニット及びその他工事の一部（ガラス柵）の単価の採用にあたり、諸経費を含まない金額を採用し、一方で、一部シンクの数量を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、建築工事の積算では、見積りによる単価の採用にあたっては複数から見積書を徴取し、原則として最低価格に査定率を乗じて決定することとなっているが、金属製建具工事の一部（鋼製建具）の単価の採用にあたり、見積比較表のデータ入力を誤った結果、最低価格の見積書の金額を採用しなかったため、過大な積算となっていた。</p> <p>さらに、土工事の一部（山留め）の単価の採用にあたり、見積書から見積比較表への転記を行う際の入力を誤った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（動物園）</p>	<p>過小 2,570千円</p>
	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費、地業工事及び直接仮設工事の積算を適正に行うべきもの 福岡市植物園立体駐車場新築工事〔総合評価〕 （契約金額3億4,763万8,500円）</p> <p>本工事は植物園の立体駐車場を新築する工事である。</p> <p>共通費の算定において、舗装工事について共通費の率の適用を誤り、一方で、建設発生材処分費の一部（改良コラム残土処分費）について、共通仮設費及び現場管理費の算定対象外とすべきところ算定対象とした結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、建築工事の積算では、見積りによる単価の採用にあたっては複数から見積書を徴取し、原則として最低価格に査定率を乗じて決定することとなっているが、地業工事の一部（改良コラム）の単価の採用にあたり、最低価格の見積書の金額を採用しなかった結果、過大な積算となっていた。</p> <p>さらに、直接仮設工事の積算において、一部遣方の数量を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（植物園、動物園関連）</p>	<p>過大 1,390千円</p>

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
	<p>施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの 建設発生土の処分を適正に行うべきもの 南公園センターゾーンペンギン展示施設新築工事〔総合評価〕 （契約金額4億9,993万1,300円）</p> <p>本工事は動物園の展示施設を新築する工事である。 本工事において建設発生土の処分量が500 m³以上となることから、構外指定処分とすべきところ、誤って自由処分としていた。 また、施工計画書に記載していた建設発生土の搬入場所とは違う場所に搬入されており、さらに、「福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例」の許可について確認できていなかった。 今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">（動物園）</p>	—
住 宅 都 市 局	<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの 測量費の積算を適正に行うべきもの 貝塚駅周辺土地区画整理事業 道路造成等詳細設計業務委託 （契約金額1億165万1,000円）</p> <p>本委託は土地区画整理事業の施行地区において、測量及び道路設計等を行う業務委託である。 測量費の積算において、路線測量変化率等の適用条件区分を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（Smart EAST 基盤整備課）</p>	過小 862千円
	<p>契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの 契約変更を適正に行うべきもの 南公園センターゾーンペンギン展示施設新築電気設備工事 （契約金額6,831万3,300円）</p> <p>本工事は動物園の施設の新築に伴う電気工事である。 関連工事との工程調整のため工期延長の契約変更を行っていたが、積算において共通費を算定するために用いる工期Tを減じていないことについて誤っていると判断し、これに係る変更を併せて行っていた。 しかしながら、工期Tを減じる日数の変更は、受注者と協議をされおらず、また、工期延長にかかる金額変更の対象ではないため、当該契約変更に含まるべきではなかった。 なお、本工事では当初発注の起工時において、履行期間の開始日を「契約締結の翌日」としており、始期を公告予定日とする必要があったが、実際に工事着手日となった日付が設定されていたため、工期Tを減じていないことに誤りはなかった。 今後は、適正な契約変更を努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（動物園）</p>	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 足場設置の積算を適正に行うべきもの</p> <p>令和2年度 東浜ふ頭北ー7.5m岸壁補修工事（その1）[総合評価] （契約金額9,612万5,700円）</p> <p>本工事は岸壁の付帯構造物（防舷材等）の取替を行う補修工事である。 防舷材工（撤去工・取付工）の積算における足場設置について、撤去工の施工時に必要な足場設置は計上していたが、取付工の施工時に必要な足場設置を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、足場については、2組製作して流用するようにしていたが、製作費の積算において数量を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（維持課）</p>	<p>過小 316千円</p>
港 湾 空 港 局	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 工場管理費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>アイランドシティ地区コンテナクレーン設置工事 [総合評価] （契約金額13億9,700万円）</p> <p>本工事はアイランドシティ地区にコンテナクレーンを設置する工事である。</p> <p>工場管理費の積算において、国の基準「港湾請負工事積算基準・第2部船舶および機械製造修理請負工事積算基準」及び福岡市港湾空港局の基準「港湾空港局建築・設備工事積算運用基準」では、工場管理費の対象額は、直接製作費、間接労務費の合計額となっている。</p> <p>本工事においては、国の基準に「この基準によりがたい場合は、別途類似工事等を参考とする」との記載があることを理由に、これを適用し、工場管理費の対象額から間接労務費を除いて積算していた。</p> <p>しかしながら、国の基準等には「この基準によりがたい場合」の明確な基準はないにもかかわらず、間接労務費を除いて積算していた。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（施設課）</p>	<p>過小 21,328千円</p>

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
東 区 役 所	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの 施工箇所が点在する工事の積算を適正に行うべきもの 奈多1丁目1地内外9箇所 道路照明灯建替工事 (契約金額1,195万8,100円)</p> <p>本工事は道路照明灯の建替工事である。</p> <p>積算において、「土木工事標準積算基準書」では「施工箇所が複数あり、 施工箇所が1km程度を超えて点在する工事」においては「通年維持工事 等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事」などの例外を除い て、施工箇所が点在する工事の積算を適用することとなっている。</p> <p>しかしながら、当該工事は、指定された施工箇所が少なくとも7km程 度離れた2つの地区で構成されており、施工箇所が点在する工事の積算を 適用すべきところ、適用しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（維持管理課）</p>	<p>過小 1,006千円</p>
博 多 区 役 所	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの 舗装工、暗渠排水管及び表面被覆工の積算を適正に行うべきもの 美野島アンダーパス舗装補修工事 (契約金額5,796万100円)</p> <p>本工事は老朽化したアンダーパスの舗装及び壁面の補修工事である。</p> <p>舗装工（歩道部）の積算において、積算条件の「小型車割増あり」を適 用し積算を行っていたが、「土木工事標準積算基準書」には、舗装工の積算 条件に「小型車割増」がないため、同割増しを適用することは誤りであり、 その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、暗渠排水管の積算において、排水管の材料単価は1m当りで計上 する必要があったが、誤って1本当りで計上した結果、過大な積算となっ ていた。</p> <p>表面被覆工の積算において、プライマー塗布を計上する必要があったが 誤って計上していなかった。</p> <p>さらに、見積価格を採用していたが、有効桁数3桁の価格とすべきところ を、誤って有効桁数1桁の価格を採用していた。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（維持管理課）</p>	<p>過小 224千円</p>

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
南区 役所	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 伸縮継手補修工の積算を適正に行うべきもの 塩原橋伸縮装置補修工事</p> <p style="text-align: right;">（契約金額 2,223 万 8,700 円）</p> <p>本工事は経年劣化により損傷している、橋梁用伸縮装置の取替を行う補修工事である。</p> <p>伸縮継手補修工の積算において、市場単価の橋梁用伸縮装置工を適用し、さらに構造物とりこわしを計上していたが、同市場単価には、はつり工から撤去、据付までの作業が含まれており、別途構造物とりこわしを計上する必要がなかった。</p> <p>その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（維持管理課）</p>	<p>過大 681 千円</p>
城南区 役所	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 間接工事費の積算を適正に行うべきもの 市道大濠東油山線道路舗装工事</p> <p style="text-align: right;">（契約金額 4,787 万 2,000 円）</p> <p>本工事は道路舗装の老朽化に伴う舗装工事である。</p> <p>「土木工事標準積算基準書」によると、資材等を支給するときは、当該支給品費を間接工事費の対象額に加算した額を対象額とするようになっている。</p> <p>しかしながら、本工事の下水道用人孔蓋調整工において、資材（鋳鉄製マンホール蓋等）を支給しているにもかかわらず、間接工事費の対象額に加算していなかった。</p> <p>さらに、支給品運搬費も未計上となっていた。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（維持管理課）</p>	<p>過小 1,158 千円</p>

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
早 良 区 役 所	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの 経費の算定を適正に行うべきもの 国道263号線曲淵トンネル照明灯LED化工事（早良区） （契約金額3,419万5,700円）</p> <p>本工事はトンネル照明をLED化する工事である。 経費計算において、「土木工事標準積算基準書」によると機器単体費については、間接工事費及び一般管理費の対象額としないこととなっており、また、機器単体費の対象となる機器とは施工現場においては加工等を必要としないものとされている。</p> <p>当該工事で行った照明制御盤の改造について、盤製造メーカーが作業を担当することから、盤製作と同等であると判断し、機器単体費に該当するとしていたが、現場に設置されている照明制御盤の改造は、現場での加工等に該当することから、機器単体費とすべきではなかった。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 （維持管理課、道路下水道局道路維持課関連）</p>	過小 530千円
	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの 間接工事費の積算を適正に行うべきもの 市道有田1235号線道路舗装補修工事 （契約金額2,098万9,100円）</p> <p>本工事は道路舗装の老朽化に伴う舗装補修工事である。 「土木工事標準積算基準書」によると、資材等を支給するときは、当該支給品費を間接工事費の対象額に加算した額を対象額とするようになっている。</p> <p>しかしながら、本工事の下水道用人孔蓋調整工において、資材（鋳鉄製マンホール蓋等）を支給しているにもかかわらず、間接工事費の対象額に加算していなかった。</p> <p>さらに、支給品運搬費も未計上となっていた。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （維持管理課）</p>	過小 1,987千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
西 区 役 所	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの 敷鉄板設置・撤去の積算を適正に行うべきもの 市道福重石丸線（西2幹）歩道設置工事（その10） （契約金額8,151万8,800円）</p> <p>本工事は新たに歩道を整備する歩道設置工事である。 敷鉄板設置・撤去の積算において、誤った施工単価を適用した結果、過 大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（土木第1課）</p>	過大 749千円
水 道 局	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの 土工量の算出を適正に行うべきもの 新久山スラッジ最終処分場遮水シート設置工事〔総合評価〕 （契約金額2億1,594万8,700円）</p> <p>本工事は最終処分場に遮水シートを設置する工事である。 建設発生土（残土）の土工量については、地山の土量とするようになって いるが、土砂等運搬及び処理（処分）料の積算において、誤って土量変 化率を考慮した土工量の算出を行った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（浄水施設課）</p>	過大 727千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

2 出資団体監査

団 体	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
地 方 独 立 行 政 法 人 福 岡 市 立 病 院 機 構	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの 共通仮設費及び直接仮設工事の積算を適正に行うべきもの 外壁改修その他工事 （契約金額6,715万7,640円）</p> <p>本工事は病院の外壁改修等を行う工事である。 共通仮設費の算定において、「積算の手引き」では監理事務所（監督員事 務所）を設けない場合は、共通仮設費率に0.9を乗じる（低減する）こと としているが、監理事務所を設けない場合の共通仮設費率の低減を行わな かった結果、過大な積算となっていた。 また、積み上げによる共通仮設費に、交通誘導警備員を計上しなかった 結果、過小な積算となっていた。 さらに、直接仮設工事の積算において、養生シート張りの単価で積算す べきところ、防音シート張りの単価で積算していた結果、過大な積算とな っていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（福岡市民病院総務課）</p>	過大 4,501千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

福岡市公報

令和5年7月6日 第6972号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

— 目 次 — ページ
監 査 委 員

- 包括外部監査人補助者の氏名等(告示第1号) 1
- 監査公表(監査公表第4号) 2
- 監査公表(監査公表第5号) 29

監 査 委 員

福岡市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、外部監査人の監査の事務を補助する者を次のように告示する。

令和5年7月6日

福岡市監査委員 阿 部 真之助
同 篠 原 達 也
同 水 町 博 之
同 本 野 正 紀

氏 名	住 所	補助できる期間
内野 健志	福岡市中央区草香江一丁目8番8-317号	令和5年6月1日から 令和6年3月31日まで
古賀 竜介	筑紫野市湯町三丁目4番11号	令和5年6月1日から 令和6年3月31日まで
西 秀雄	福岡市東区香椎二丁目31番12号	令和5年6月1日から 令和6年3月31日まで
伏見 達	東京都中央区築地六丁目11番1-1202号	令和5年6月1日から 令和6年3月31日まで
久米村 翔	福岡市中央区高砂一丁目21番12-805号	令和5年6月1日から 令和6年3月31日まで

大塚 美和	福岡市中央区春吉一丁目11番52-1107号	令和5年6月1日から 令和6年3月31日まで
柴戸由香子	大野城市瑞穂町二丁目6番9-401号	令和5年6月1日から 令和6年3月31日まで
岡村 真希	福岡市早良区室見五丁目9番1-206号	令和5年6月1日から 令和6年3月31日まで

5 監査公表第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項並びに福岡市監査基準第18条及び第20条第1項の規定によりその結果を公表する。

令和5年7月6日

福岡市監査委員	阿 部 真之助
同	篠 原 達 也
同	水 町 博 之
同	本 野 正 紀

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び福岡市監査基準第15条第1項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類

福岡市監査基準第3条第1項第1号及び第2項の規定に基づく財務監査（定期監査）

2 監査の対象、区分及び実施期間

(1) 監査の対象事務

事務監査は各局区室及び行政委員会所掌の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を、工事監査は各局区所掌の工事等を対象として実施した。

(2) 監査の対象局区等、区分及び対象期間

ア 会計室

（事務監査）令和元年10月から同5年1月まで

イ 市長室

（事務監査）令和2年1月から同4年12月まで

ウ 市民局

（事務監査）令和元年12月から同5年1月まで

（工事監査）令和2年4月から同4年3月まで

エ 福祉局

(事務監査) 平成30年12月から令和5年1月まで

(工事監査) 令和3年4月から同4年3月まで

オ 保健医療局

(事務監査) 平成30年12月から令和5年2月まで

(工事監査) 令和3年4月から同4年3月まで

カ 環境局

(事務監査) 令和2年1月から同5年1月まで

(工事監査) 令和2年4月から同4年3月まで

キ 農林水産局

(事務監査) 令和2年1月から同4年12月まで

(工事監査) 令和2年4月から同4年3月まで

ク 住宅都市局

(事務監査) 令和元年12月から同5年1月まで

(工事監査) 令和2年4月から同4年3月まで

ケ 港湾空港局

(事務監査) 令和2年1月から同5年2月まで

(工事監査) 令和2年4月から同4年3月まで

コ 東区役所

(事務監査) 平成30年12月から令和4年12月まで

(工事監査) 令和2年4月から同4年3月まで

サ 博多区役所

(事務監査) 平成30年12月から令和4年12月まで

(工事監査) 令和2年4月から同4年3月まで

シ 中央区役所

(事務監査) 平成30年12月から令和5年1月まで

(工事監査) 令和2年4月から同4年3月まで

ス 南区役所

(事務監査) 平成30年12月から令和4年12月まで

(工事監査) 令和2年4月から同4年3月まで

セ 城南区役所

(事務監査) 平成30年12月から令和4年12月まで

(工事監査) 令和2年4月から同4年3月まで

ソ 早良区役所

(事務監査) 平成30年12月から令和5年1月まで

(工事監査) 令和2年4月から同4年3月まで

タ 西区役所

(事務監査) 平成30年12月から令和4年12月まで

(工事監査) 令和2年4月から同4年3月まで

チ 水道局

(事務監査) 令和2年2月から同5年1月まで

(工事監査) 令和2年4月から同4年3月まで

ツ 農業委員会事務局

(事務監査) 令和元年12月から同5年1月まで

(3) 監査実施期間

(事務監査) 令和4年11月10日から同5年2月3日まで

(工事監査) 令和4年6月27日から同5年1月31日まで

3 監査の実施内容及び着眼点(評価項目)

監査は、前記の対象事務が、合规性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表16までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を実施した。

なお、事務監査では、対象部署の業務内容等を踏まえた具体的な部ごとの重点事項として「物品管理事務」等を設定するとともに、複数の部局に共通する事務事業の中から横断的にチェックする重点事項として「会計年度任用職員事務」を設定し監査を実施した。

また、工事監査では、「計画」、「設計」、「積算」、「契約」、「施工」、「検査」、「維持管理」及び「委託」に分類し、複数の部局を横断して重点的に監査を実施する事項(重点事項)として「契約変更」を設定し、総合評価方式により契約された工事については、落札者の選考過程について、さらに契約金額が250万円以下の小規模工事等については、「原課契約における契約事務について」をテーマとして監査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局等において注意、改善を要する事項が見受けられた。

(事務監査)

(1) 局別監査

ア 会計室

特に指摘する事項はなかった。

イ 市長室

特に指摘する事項はなかった。

ウ 市民局

特に指摘する事項はなかった。

エ 福祉局

印刷消耗品費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの
印刷消耗品費等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度の借損料1件、委託料1件及び「2020年版 民生委員・児童委員手帳／地方版」に係る印刷消耗品費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。

今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(地域福祉課)

オ 保健医療局

(ア) 役務費の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

役務費の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和3年度「手話通訳派遣(6/2、6/4)」外1件に係る役務費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。

今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当))

(イ) 委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和3年度「新型コロナウイルスワクチン接種医療機関運営補助業務に係るスタッフ派遣(令和3年5月分)」に係る委託料の支出において、請求日から30日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。

今後、委託料の支払いにあたっては、適正な事務処理を行われたい。

(課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当))

カ 環境局

特に指摘する事項はなかった。

キ 農林水産局

特に指摘する事項はなかった。

ク 住宅都市局

特に指摘する事項はなかった。

ケ 港湾空港局

特に指摘する事項はなかった。

コ 東区役所

(ア) 報酬支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

嘱託員の報酬は、「福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」、同施行規則及び就業要綱の規定に基づき支給しなければならないが、月の一部しか勤務しなかった場合は、報酬額を減額して支給しなければならない。また、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得単位は1日又は1時間とし、1時間単位での取得は10日を上限としている。

しかしながら、令和元年度において、上限を超えて申請された1時間単位の年休を誤って承認した嘱託員1名について、上限を超えた部分は1日単位の年休となるため、年休付与日数を超えた部分は欠勤となるが、当該欠勤に係る報酬額を減額せず支給していた。

今後、報酬等の支出事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。

(保険年金課)

(イ) 道路占用許可に伴う占用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

長期の道路占用許可に伴う占用料は、道路法及び福岡市道路占用料徴収条例に基づき、占用の期間が1年以上で翌年度以降にわたる場合においては、次年度以降の分は、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収しなければならない。また、占用料を納付しない者がある場合は、督促状によって納付すべき期限を指定し督促する必要がある。

しかしながら、長期の道路占用許可に伴う令和4年度道路占用料の徴収について、徴収期日より遅れて令和4年9月22日を納期限とし調定及び納入の通知を行い、また、納期限までに納付しない者があるにもかかわらず督促していなかった。

今後、道路占用許可に伴う占用料の徴収に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行われたい。

(維持管理課)

サ 博多区役所

特に指摘する事項はなかった。

シ 中央区役所

特に指摘する事項はなかった。

ス 南区役所

現金収納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

収納金等現金の取扱いについては、区出納員は収納した現金をその日に払い込む

ことになっており、それによりがたい場合は指定金融機関等の翌営業日までに払い込まなければならない。

しかしながら、令和3年度の閲覧複写代の現金収納事務において、区出納員が収納した現金について、収納金額よりも少ない金額の払込書を作成して払込みを行い、収納金額と払込書の金額との差額を23日遅れて払い込んでいるものがあつた。

今後は、関係法令等に則り適正に行うよう十分注意されたい。

(課税課)

セ 城南区役所

報酬支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

嘱託員の報酬は、「福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」、同施行規則及び就業要綱の規定に基づき支給しなければならない、月の一部しか勤務しなかった場合は、報酬額を減額して支給しなければならない。

しかしながら、令和元年度において、私傷病のため8月1日から9月29日までを勤務免除とした嘱託員1名について、勤務しなかった期間のうち無給の期間に係る報酬額を減額せず支給していた。

今後、報酬等の支出事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。

(保護課)

ソ 早良区役所

特に指摘する事項はなかった。

タ 西区役所

特に指摘する事項はなかった。

チ 水道局

特に指摘する事項はなかった。

ツ 農業委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 市民局

特に指摘する事項はなかった。

イ 福祉局

特に指摘する事項はなかった。

ウ 保健医療局

特に指摘する事項はなかった。

エ 環境局

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

道路土工及び運搬処理工の積算を適正に行うべきもの
市道蒲田1165号線 道路改良工事(その7) [No.3]

(契約金額1億387万3,000円)

本工事は新設道路を整備する道路改良工事である。

土砂運搬処理において、現場等の道路幅員に制約を受けるとして設計変更を行っていたが、積算条件区分に該当しない施工単価を適用して積算を行い、さらに、土量変化率を考慮しないまま土工量の算定を行った結果、過大な積算となっていた。

また、軟弱な地盤があり通常の土砂搬出が困難であるとして、設計変更で不整地運搬車による運搬を増工していたが、土砂の積込費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課)

※ [] 内の数字は、「別表5 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
オ 農林水産局

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
運搬費の積算を適正に行うべきもの
油山牧場災害復旧工事 [No.1]

(契約金額2,947万7,800円)

本工事は台風により被災した施設(法面等)を復旧する災害復旧工事である。

仮設工の積算において、敷鉄板設置工を計上していたが、敷鉄板(仮設材)の運搬費等を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(政策企画課)

※ [] 内の数字は、「別表6 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
カ 住宅都市局

(ア) 計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

A 土壌汚染対策法を遵守すべきもの

南公園センターゾーンペンギン展示施設整備工事 [No.4]

(契約金額1億3,691万9,200円)

本工事は動物園の展示施設の新築に伴う整備工事である。

土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。

福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていないかつ

た。

しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。

今後は、適正な手続きに努められたい。

(整備課)

B 土壌汚染対策法を遵守すべきもの

福岡市合葬墓等新築工事〔総合評価〕[No.15]

(契約金額1億9,054万9,700円)

本工事は合葬墓及び管理事務所等を新築する工事である。

土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。

本工事については、合葬墓周辺の施設の新設事業とエントランス及び管理事務所等の整備の既存施設改修事業を、別事業と判断し届出を行っていなかったが、同一の事業として届出を行うべきであった。

今後は、適正な手続きに努められたい。

(整備課)

C 土壌汚染対策法を遵守すべきもの

動物園アジアゾウ舎放飼場整備(その1)工事 [No.7]

(契約金額1億462万7,600円)

本工事は動物園の放飼場の新築に伴う整備工事である。

土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。

福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。

しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。

今後は、適正な手続きに努められたい。

(整備課)

D 土壌汚染対策法を遵守すべきもの

南公園センターゾーンペンギン展示施設新築工事〔総合評価〕[No.16]

(契約金額 4 億9,993万1,300円)

本工事は動物園の展示施設を新築する工事である。

土壤汚染対策法第 4 条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。

福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。

しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。

今後は、適正な手続きに努められたい。

(動物園)

E 土壤汚染対策法を遵守すべきもの

福岡市植物園立体駐車場新築工事 [総合評価] [No.17]

(契約金額 3 億4,763万8,500円)

本工事は植物園の立体駐車場を新築する工事である。

土壤汚染対策法第 4 条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。

福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。

しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。

今後は、適正な手続きに努められたい。

(植物園、動物園関連)

- (イ) 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
設計変更を適正に行うべきもの [重点事項]

山王公園園路整備工事 [No.5]

(契約金額9,312万4,900円)

本工事は老朽化した園路の整備工事である。

アスファルト舗装工(透水性アスファルト舗装)の積算において、公園利用者

が多数いることから安全確保を図るため工事の施工範囲等を制限する必要があるとして、積算条件区分の「平均幅員1.4m未満」を適用していた。

また、施工においては、公園利用者の立入り規制を行うことにより、安全に施工ができるとして、施工方法等の承諾を行い設計変更を行っていなかった。

しかしながら、実施の現場条件では「平均幅員1.4m以上」の施工が可能となるため、設計図書で明示している積算条件区分を「平均幅員1.4m未満」から「平均幅員1.4m以上」に変更する必要があった。

今後は、適正な設計変更に努められたい。

(整備課)

(ウ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

A ユニット及びその他工事、金属製建具工事及び土工事の積算を適正に行うべきもの

南公園センターゾーンペンギン展示施設新築工事 [総合評価] [No.16]

(契約金額 4 億9,993万1,300円)

本工事は動物園の展示施設を新築する工事である。

建築工事の積算では、専門工事業者から見積りを徴取する場合は、諸経費(法定福利費を含む)を含んだ金額を単価として採用することとなっているが、ユニット及びその他工事の一部(ガラス柵)の単価の採用にあたり、諸経費を含まない金額を採用し、一方で、一部シンクの数量を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。

また、建築工事の積算では、見積りによる単価の採用にあたっては複数から見積書を徴取し、原則として最低価格に査定率を乗じて決定することとなっているが、金属製建具工事の一部(鋼製建具)の単価の採用にあたり、見積比較表のデータ入力を誤った結果、最低価格の見積書の金額を採用しなかったため、過大な積算となっていた。

さらに、土工事の一部(山留め)の単価の採用にあたり、見積書から見積比較表への転記を行う際の入力を誤った結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(動物園)

B 共通費、地業工事及び直接仮設工事の積算を適正に行うべきもの

福岡市植物園立体駐車場新築工事 [総合評価] [No.17]

(契約金額 3 億4,763万8,500円)

本工事は植物園の立体駐車場を新築する工事である。

共通費の算定において、舗装工事について共通費の率の適用を誤り、一方で、建設発生材処分費の一部(改良コラム残土処分費)について、共通仮設費及び現場管理費の算定対象外とすべきところ算定対象とした結果、過大な積算となっ

ていた。

また、建築工事の積算では、見積りによる単価の採用にあたっては複数から見積書を徴取し、原則として最低価格に査定率を乗じて決定することとなっているが、地業工事の一部（改良コラム）の単価の採用にあたり、最低価格の見積書の金額を採用しなかった結果、過大な積算となっていた。

さらに、直接仮設工事の積算において、一部遣方の数量を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(植物園、動物園関連)

- (エ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
建設発生土の処分を適正に行うべきもの

南公園センターゾーンペンギン展示施設新築工事 [総合評価] [No.16]

(契約金額 4億9,993万1,300円)

本工事は動物園の展示施設を新築する工事である。

本工事において建設発生土の処分量が500m³以上となることから、構外指定処分とすべきところ、誤って自由処分としていた。

また、施工計画書に記載していた建設発生土の搬入場所とは違う場所に搬入されており、さらに、「福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例」の許可について確認できていなかった。

今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。

(動物園)

- (カ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
測量費の積算を適正に行うべきもの

貝塚駅周辺土地区画整理事業 道路造成等詳細設計業務委託 [No.1]

(契約金額 1億165万1,000円)

本委託は土地区画整理事業の施行地区において、測量及び道路設計等を行う業務委託である。

測量費の積算において、路線測量変化率等の適用条件区分を誤った結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(Smart EAST基盤整備課)

- (キ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
契約変更を適正に行うべきもの [重点事項]

南公園センターゾーンペンギン展示施設新築電気設備工事 [No.21]

(契約金額6,831万3,300円)

本工事は動物園の施設の新築に伴う電気工事である。

関連工事との工程調整のため工期延長の契約変更を行っていたが、積算において共通費を算定するために用いる工期Tを減じていないことについて誤っていると判断し、これに係る変更を併せて行っていた。

しかしながら、工期Tを減じる日数の変更は、受注者と協議をされておらず、また、工期延長にかかる金額変更の対象ではないため、当該契約変更に含まるべきではなかった。

なお、本工事では当初発注の起工時において、履行期間の開始日を「契約締結の翌日」としており、始期を公告予定日とする必要があったが、実際に工事着手日となった日付が設定されていたため、工期Tを減じていないことに誤りはなかった。

今後は、適正な契約変更に努められたい。

(動物園)

※ [] 内の数字は、「別表7 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [重点事項] は、今期の工事監査の重点事項である「契約変更」に係る注意事項であることを示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価方式により契約されたものであることを示す

キ 港湾空港局

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

(ア) 足場設置の積算を適正に行うべきもの

令和2年度 東浜ふ頭北-7.5m岸壁補修工事(その1) [総合評価] [No.1]

(契約金額9,612万5,700円)

本工事は岸壁の付帯構造物(防舷材等)の取替を行う補修工事である。

防舷材工(撤去工・取付工)の積算における足場設置について、撤去工の施工時に必要な足場設置は計上していたが、取付工の施工時に必要な足場設置を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。

また、足場については、2組製作して流用するようにしていたが、製作費の積算において数量を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(維持課)

(イ) 工場管理費の積算を適正に行うべきもの

アイランドシティ地区コンテナクレーン設置工事 [総合評価] [No.11]

(契約金額13億9,700万円)

本工事はアイランドシティ地区にコンテナクレーンを設置する工事である。

工場管理費の積算において、国の基準「港湾請負工事積算基準・第2部船舶および機械製造修理請負工事積算基準」及び福岡市港湾空港局の基準「港湾空港局

建築・設備工事積算運用基準」では、工場管理費の対象額は、直接製作費、間接労務費の合計額となっている。

本工事においては、国の基準に「この基準によりがたい場合は、別途類似工事等を参考とする」との記載があることを理由に、これを適用し、工場管理費の対象額から間接労務費を除いて積算していた。

しかしながら、国の基準等には「この基準によりがたい場合」の明確な基準はないにもかかわらず、間接労務費を除いて積算していた。その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課)

※ [] 内の数字は、「別表8 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価方式により契約されたものであることを示す

ク 東区役所

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
施工箇所が点在する工事の積算を適正に行うべきもの

奈多1丁目1地内外9箇所 道路照明灯建替工事 [No.7]

(契約金額1,195万8,100円)

本工事は道路照明灯の建替工事である。

積算において、「土木工事標準積算基準書」では「施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する工事」においては「通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事」などの例外を除いて、施工箇所が点在する工事の積算を適用することとなっている。

しかしながら、当該工事は、指定された施工箇所が少なくとも7km程度離れた2つの地区で構成されており、施工箇所が点在する工事の積算を適用すべきところ、適用しなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(維持管理課)

※ [] 内の数字は、「別表9 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

ケ 博多区役所

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
舗装工、暗渠排水管及び表面被覆工の積算を適正に行うべきもの

美野島アンダーパス舗装補修工事 [No.2]

(契約金額5,796万100円)

本工事は老朽化したアンダーパスの舗装及び壁面の補修工事である。

舗装工(歩道部)の積算において、積算条件の「小型車割増あり」を適用し積算

を行っていたが、「土木工事標準積算基準書」には、舗装工の積算条件に「小型車割増」がないため、同割増しを適用することは誤りであり、その結果、過大な積算となっていた。

また、暗渠排水管の積算において、排水管の材料単価は1m当りで計上する必要があったが、誤って1本当りで計上した結果、過大な積算となっていた。

表面被覆工の積算において、プライマー塗布を計上する必要があったが誤って計上していなかった。

さらに、見積価格を採用していたが、有効桁数3桁の価格とすべきところを、誤って有効桁数1桁の価格を採用していた。

その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(維持管理課)

※ [] 内の数字は、「別表10 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
コ 中央区役所

特に指摘する事項はなかった。

サ 南区役所

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
伸縮継手補修工の積算を適正に行うべきもの
塩原橋伸縮装置補修工事 [No.1]

(契約金額2,223万8,700円)

本工事は経年劣化により損傷している、橋梁用伸縮装置の取替を行う補修工事である。

伸縮継手補修工の積算において、市場単価の橋梁用伸縮装置工を適用し、さらに構造物とりこわしを計上していたが、同市場単価には、はつり工から撤去、据付までの作業が含まれており、別途構造物とりこわしを計上する必要がなかった。

その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(維持管理課)

※ [] 内の数字は、「別表12 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
シ 城南区役所

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
間接工事費の積算を適正に行うべきもの
市道大濠東油山線道路舗装工事 [No.1]

(契約金額4,787万2,000円)

本工事は道路舗装の老朽化に伴う舗装工事である。

「土木工事標準積算基準書」によると、資材等を支給するときは、当該支給品費

を間接工事費の対象額に加算した額を対象額とするようになっている。

しかしながら、本工事の下水道用人孔蓋調整工において、資材（鋳鉄製マンホール蓋等）を支給しているにもかかわらず、間接工事費の対象額に加算していなかった。

さらに、支給品運搬費も未計上となっていた。

その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(維持管理課)

※ [] 内の数字は、「別表13 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
ス 早良区役所

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

(ア) 経費の算定を適正に行うべきもの

国道263号線曲渕トンネル照明灯LED化工事（早良区）[No.9]

(契約金額3,419万5,700円)

本工事はトンネル照明をLED化する工事である。

経費計算において、「土木工事標準積算基準書」によると機器単体費については、間接工事費及び一般管理費の対象額としないこととなっており、また、機器単体費の対象となる機器とは施工現場においては加工等を必要としないものとされている。

当該工事で行った照明制御盤の改造について、盤製造メーカーが作業を担当することから、盤製作と同等であると判断し、機器単体費に該当するとしていたが、現場に設置されている照明制御盤の改造は、現場での加工等に該当することから、機器単体費とすべきではなかった。その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(維持管理課、道路下水道局道路維持課関連)

(イ) 間接工事費の積算を適正に行うべきもの

市道有田1235号線道路舗装補修工事 [No.2]

(契約金額2,098万9,100円)

本工事は道路舗装の老朽化に伴う舗装補修工事である。

「土木工事標準積算基準書」によると、資材等を支給するときは、当該支給品費を間接工事費の対象額に加算した額を対象額とするようになっている。

しかしながら、本工事の下水道用人孔蓋調整工において、資材（鋳鉄製マンホール蓋等）を支給しているにもかかわらず、間接工事費の対象額に加算していなかった。

さらに、支給品運搬費も未計上となっていた。

その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(維持管理課)

※ [] 内の数字は、「別表14 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
セ 西区役所

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
敷鉄板設置・撤去の積算を適正に行うべきもの

市道福重石丸線(西2幹)歩道設置工事(その10) [No.1]

(契約金額8,151万8,800円)

本工事は新たに歩道を整備する歩道設置工事である。

敷鉄板設置・撤去の積算において、誤った施工単価を適用した結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(土木第1課)

※ [] 内の数字は、「別表15 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
ソ 水道局

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
土工量の算出を適正に行うべきもの

新久山スラッジ最終処分場遮水シート設置工事[総合評価] [No.1]

(契約金額2億1,594万8,700円)

本工事は最終処分場に遮水シートを設置する工事である。

建設発生土(残土)の土工量については、地山の土量とするようになっているが、土砂等運搬及び処理(処分)料の積算において、誤って土量変化率を考慮した土工量の算出を行った結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(浄水施設課)

※ [] 内の数字は、「別表16 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価方式により契約されたものであることを示す

別表1

監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局、区等	監査実施対象	
会計室	会計管理課、審査課	
市長室	広報戦略室	広報戦略課、広報課、報道課
市民局	生活安全部	※防犯・交通安全課

	人権部	人権推進課、地域施策課（馬出人権のまちづくり館、六高人権のまちづくり館、堅粕団地人権のまちづくり館、堅粕人権のまちづくり館、千代人権のまちづくり館、田隈人権のまちづくり館、谷人権のまちづくり館、内野人権のまちづくり館、城ノ原人権のまちづくり館、戸切人権のまちづくり館）、人権啓発センター
福祉局	総務企画部	総務課、政策推進課、福岡100推進課、課長（福岡100推進担当）
	生活福祉部	保護課、生活自立支援課、課長（臨時特別給付金担当）、地域福祉課
保健医療局	総務部	保険年金課、保険医療課
	部長（新型コロナウイルススワクチン接種担当）	課長（新型コロナウイルススワクチン接種担当）③
環境局	循環型社会推進部	計画課、ごみ減量推進課、収集管理課
農林水産局	総務農林部	総務課、政策企画課、農業振興課、森林・林政課、農業施設課
住宅都市局	地域まちづくり推進部	香椎振興課
	公園部	運営課、政策課、活用課、整備課
	一人一花推進部	一人一花推進課、動物園、植物園
港湾空港局	港湾振興部	港湾管理課、港湾企画課、港営課、物流推進課
	港湾計画部	計画課、再整備計画課、みなと環境政策課
東区役所	市民部	課税課、納税課、保険年金課
	地域整備部	地域整備課、維持管理課、生活環境課
	保健福祉センター	保護第1課、保護第2課
博多区役所	総務部	※総務課
	市民部	課税課、納税課、保険年金課
	保健福祉センター	保護第1課、保護第2課、保護第3課

中央区役所	市民部	課税課、納税課、保険年金課
	保健福祉センター	保護課
南区役所	市民部	課税課、納税課、保険年金課
	地域整備部	地域整備課、維持管理課、生活環境課
	保健福祉センター	保護第1課、保護第2課
城南区役所	市民部	課税課、納税課、保険年金課
	保健福祉センター	保護課
早良区役所	市民部	課税課、納税課、保険年金課、入部出張所
	地域整備部	地域整備課、維持管理課、生活環境課
	保健福祉センター	保護課
西区役所	市民部	課税課、納税課、保険年金課、西部出張所
	保健福祉センター	保護課
水道局	総務部	総務課、課長(給与担当)、経営企画課、経理課、契約課、営業企画課、営業管理課、博多営業所
	浄水部	水道水質センター、高宮浄水場
農業委員会事務局	次長	

※は、前回定期監査を踏まえて特に改善状況等を確認するフォローアップ監査を実施した課等を示す

別表 2

市民局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	博多区役所駐車場改築等工事実施設計業務委託	5,903,700円	令和3年5月29日から 令和4年2月28日まで
2	中央区役所外2区役所非常用電源設備基本設計業務委託	9,219,100円	令和3年10月5日から 令和4年3月14日まで

別表 3

福祉局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	博多港引揚記念碑改修工事	7,047,700円	令和3年8月21日から 令和3年11月16日まで
2	[小規模工事等監査] 令和3年度福岡市市民福祉プラザ石綿 試料採取分析調査業務委託	407,000円	令和3年12月2日から 令和4年1月31日まで

別表 4

保健医療局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	[小規模工事等監査] 福岡市立急患診療センター点検業務委託	275,000円	令和4年2月8日から 令和4年3月31日まで
2	[小規模工事等監査] 健康づくりサポートセンター等複合施設 天井改修構法検討業務委託	2,035,000円	令和3年7月30日から 令和4年1月31日まで

別表 5

環境局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	[小規模工事等監査] 土地（今津字柳ノ浦3907番4外3筆） 分筆登記関係書類作成等業務委託	1,981,100円	令和3年10月9日から 令和4年3月25日まで
2	クリーンパーク・西部土壤調査業務委託	3,848,900円	令和3年9月10日から 令和4年3月25日まで
3	市道蒲田1165号線 道路改良工事（その7）	103,873,000円	令和元年8月24日から 令和2年8月31日まで
4	[小規模工事等監査] 西部工場除草委託	1,430,000円	令和3年9月18日から 令和3年11月15日まで
5	久山グラウンドゴルフ場管理等委託	12,100,000円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
6	東部資源化センター屋根等撤去工事	80,011,800円	令和2年5月2日から 令和2年10月9日まで
7	中田埋立場中間管理施設外壁及び屋上 修理	5,326,200円	令和2年9月12日から 令和3年1月15日まで
8	東部資源化センタープラント設備更新 工事 [総合評価]	2,469,851,300円	平成30年12月20日から 令和3年10月29日まで

9	臨海工場 基幹的設備更新工事〔総合評価〕	5,994,000,000円	平成29年12月21日から 令和3年3月15日まで
10	東部汚水処理場伏谷1系電気設備外更新工事	275,000,000円	令和2年10月3日から 令和4年3月15日まで
11	久山ポンプ場電気設備更新工事	36,323,100円	令和3年8月13日から 令和4年2月15日まで
12	西部工場 焼却炉定期修理	286,114,400円	令和3年8月27日から 令和4年3月15日まで
13	臨海工場ガスタービン発電機修理	168,300,000円	令和3年9月4日から 令和4年3月15日まで
14	東部(伏谷)埋立場 No. 1 調整槽浸出水圧送ポンプ修理	3,291,200円	令和3年8月5日から 令和3年12月2日まで
15	〔小規模工事等監査〕 東部埋立場計量システム制御機器保守委託	2,365,000円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

別表6

農林水産局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	油山牧場災害復旧工事	29,477,800円	令和3年6月4日から 令和4年3月15日まで
2	油山市民の森階段改良工事	23,048,300円	令和2年8月19日から 令和3年3月15日まで
3	〔小規模工事等監査〕 林道早良線交通安全施設修繕工事	2,262,700円	令和3年2月3日から 令和3年3月25日まで
4	〔小規模工事等監査〕 林道千石線土地確定測量 図面作成業務委託	1,481,700円	令和2年12月16日から 令和3年3月25日まで
5	早良区重留5丁目地内山田池緊急工事	16,572,600円	令和2年1月17日から 令和2年4月20日まで
6	東区青葉1丁目地内 イボリ池 堤体改良工事	40,133,500円	令和3年9月10日から 令和4年3月15日まで
7	西区大字草場地内 大谷池 改良工事	41,824,200円	令和3年9月10日から 令和4年3月15日まで
8	〔小規模工事等監査〕 南区野多目6丁目地内 野多目大池取水路 改良工事	1,966,800円	令和2年2月19日から 令和2年11月30日まで

9	[小規模工事等監査] 博多区諸岡5丁目地内 諸岡池 樹木伐採業務委託	848,100円	令和4年1月18日から 令和4年2月26日まで
10	油山市民の森自然観察センター外壁改修その他工事	30,735,100円	令和3年11月17日から 令和4年3月14日まで
11	西区福重5丁目地内新道井堰改良工事	17,131,400円	令和2年5月30日から 令和3年1月31日まで
12	[小規模工事等監査] 西区太郎丸1丁目地内 太郎丸排水機場 外1箇所 照明灯修繕	2,310,000円	令和3年8月7日から 令和3年12月13日まで

別表7

住宅都市局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	貝塚駅周辺土地区画整理事業 道路造成等詳細設計業務委託	101,651,000円	令和3年7月6日から 令和4年3月25日まで
2	単価契約 令和3年度特別緑地保全地区等管理業務委託	37,075,787円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
3	[小規模工事等監査] 清流公園に係る土地境界確定測量図面等作製業務委託	2,224,200円	令和3年6月2日から 令和3年10月29日まで
4	南公園センターゾーンペンギン展示施設整備工事	136,919,200円	令和2年3月18日から 令和3年8月16日まで
5	山王公園園路整備工事	93,124,900円	令和2年10月22日から 令和3年3月15日まで
6	東平尾公園博多の森補助陸上競技場改修工事〔総合評価〕	120,877,900円	令和2年10月10日から 令和3年3月15日まで
7	動物園アジアゾウ舎放飼場整備(その1)工事	104,627,600円	令和2年11月3日から 令和4年3月25日まで
8	和田宝満公園整備(その1)工事	120,711,800円	令和2年10月24日から 令和3年11月30日まで
9	高宮南緑地整備(その5)工事	104,386,700円	令和4年1月20日から 令和4年3月30日まで
10	高宮南緑地整備検討業務委託	7,867,200円	令和3年6月3日から 令和3年12月28日まで
11	[小規模工事等監査] 東平尾公園災害復旧準備工事	1,541,100円	令和3年11月6日から 令和3年12月15日まで

12	[小規模工事等監査] 大和町公園整備(その2)工事	2,015,200円	令和3年8月24日から 令和3年10月22日まで
13	植物園温室・花壇等管理業務委託	39,600,000円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
14	東平尾公園博多の森テニス競技場センターコートベンチ改修工事	65,204,700円	令和2年7月21日から 令和3年2月15日まで
15	福岡市合葬墓等新築工事[総合評価]	190,549,700円	令和2年3月27日から 令和3年1月20日まで
16	南公園センターゾーンペンギン展示施設新築工事[総合評価]	499,931,300円	令和元年9月21日から 令和3年4月30日まで
17	福岡市植物園立体駐車場新築工事[総合評価]	347,638,500円	令和2年7月1日から 令和3年2月28日まで
18	東平尾公園博多の森陸上競技場電光掲示板改修工事[総合評価]	322,591,500円	令和2年6月27日から 令和3年3月15日まで
19	単価契約 令和2年度公園維持修繕(照明灯等)その3	10,005,464円	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
20	[小規模工事等監査] 令和3年度 汐井公園外2公園ナイター設備管理業務委託	1,900,800円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
21	南公園センターゾーンペンギン展示施設新築電気設備工事	68,313,300円	令和元年10月25日から 令和3年7月31日まで
22	南公園センターゾーンペンギン展示施設新築ろ過設備その他工事[総合評価]	219,091,400円	令和元年10月8日から 令和3年5月14日まで
23	[小規模工事等監査] 植物園立体駐車場エレベーター保守点検業務委託	590,700円	令和3年7月1日から 令和4年3月31日まで

別表8

港湾空港局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	令和2年度 東浜ふ頭北-7.5m岸壁補修工事(その1)[総合評価]	96,125,700円	令和2年8月8日から 令和3年3月15日まで
2	[小規模工事等監査] 令和3年度 臨港地区内等 道路清掃等業務委託(単価契約)(その2)	1,871,210円	令和4年2月8日から 令和4年3月31日まで
3	令和2年度 東防波堤改良工事(その1)[総合評価]	223,144,900円	令和2年6月17日から 令和3年3月15日まで

4	令和3年度 香椎かもめ大橋舗装工事	98,667,800円	令和3年5月15日から 令和3年11月1日まで
5	令和2年度アイランドシティ地区臨港 道路2号線道路舗装工事(その4)	72,267,800円	令和3年3月24日から 令和3年8月30日まで
6	令和3年度アイランドシティ地区Dコ ンテナターミナル整備工事(その3) [総合評価]	279,149,200円	令和3年5月29日から 令和4年3月15日まで
7	令和3年度アイランドシティ地区覆土 撤去工事(その9)[総合評価]	203,699,100円	令和3年9月7日から 令和4年3月15日まで
8	[小規模工事等監査] 令和3年度アイランドシティ地区除草 業務委託(その2)	1,364,000円	令和3年10月28日から 令和3年12月16日まで
9	令和2年度アイランドシティ地区道路 等基本計画検討業務委託	7,089,500円	令和2年11月20日から 令和3年3月19日まで
10	アイランドシティ地区コンテナターミ ナルサブ受変電室新築工事[総合評価]	179,358,300円	令和2年7月1日から 令和3年3月10日まで
11	アイランドシティ地区コンテナクレー ン設置工事[総合評価]	1,397,000,000円	令和元年9月25日から 令和3年6月15日まで
12	アイランドシティ地区コンテナターミ ナルサブ受変電設備設置工事[総合評 価]	256,926,780円	令和2年7月1日から 令和3年3月15日まで
13	アイランドシティ地区コンテナターミ ナル受変電設備改造工事(その1)	62,189,600円	令和2年7月8日から 令和3年3月15日まで
14	第2かもめ機関維持修理	6,970,700円	令和3年2月26日から 令和3年3月29日まで

別表9

東区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	単価契約東区管内 道路維持補修工事 (舗装補修)	110,134,045円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
2	令和3年度東区公園遊具等修繕(その 1)	7,531,700円	令和3年11月30日から 令和4年3月25日まで
3	松崎第12雨水幹線清掃業務委託	12,650,000円	令和3年12月29日から 令和4年3月15日まで
4	[小規模工事等監査] 香住ヶ丘4号公園整備工事	1,925,000円	令和4年2月4日から 令和4年3月30日まで

5	東区役所旧厨房スペース整備工事	3,584,900円	令和3年8月21日から 令和4年2月10日まで
6	[小規模工事等監査] 東区役所全館空調自動制御機器保守点 検業務委託	935,000円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
7	奈多1丁目1地内外9箇所 道路照明 灯建替工事	11,958,100円	令和3年9月15日から 令和4年1月22日まで

別表10

博多区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	弓田町歩道橋補修工事	69,182,300円	令和3年3月24日から 令和4年3月15日まで
2	美野島アンダーパス舗装補修工事	57,960,100円	令和3年7月10日から 令和4年1月11日まで
3	単価契約 博多区管内道路維持補修工 事(区画線)	7,230,114円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
4	[小規模工事等監査] 大井中央公園外4公園除草等業務委託	1,999,800円	令和3年12月22日から 令和4年3月15日まで
5	南福岡自転車駐車場外壁改修工事	4,488,000円	令和2年11月13日から 令和3年2月28日まで
6	[小規模工事等監査] 博多区役所空調設備保守点検業務委託	1,980,000円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
7	単価契約 博多区管内道路維持修繕 (照明灯) 下期	11,692,164円	令和3年10月1日から 令和4年3月31日まで

別表11

中央区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	単価契約 令和3年度中央区公園等管 理業務委託	64,364,087円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
2	中央区役所玄関前広場木質化・改修工 事	41,915,500円	令和3年6月22日から 令和3年12月20日まで
3	[小規模工事等監査] 単価契約 中央区役所交通局合同庁舎 汚水槽清掃及び汚泥収集運搬業務委託	1,340,949円	令和3年7月1日から 令和4年3月25日まで

4	[小規模工事等監査] 福岡市中央区役所公衆無線LANアクセスポイント設置委託	1,667,600円	令和4年2月17日から 令和4年3月31日まで
---	---	------------	----------------------------

別表12

南区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	塩原橋伸縮装置補修工事	22,238,700円	令和2年11月3日から 令和3年3月2日まで
2	御供所井尻1号線外舗装補修工事	23,739,100円	令和3年6月4日から 令和3年9月21日まで
3	[小規模工事等監査] 柏原6丁目地内外樹木管理業務委託	1,096,700円	令和4年1月27日から 令和4年3月25日まで
4	1級市道塩原野間線筑紫丘トンネル (西行)照明灯LED化工事(南区)	55,393,800円	令和元年11月15日から 令和2年9月30日まで

別表13

城南区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	市道大濠東油山線道路舗装工事	47,872,000円	令和3年10月14日から 令和4年3月15日まで
2	平原池改良計画検討委託	6,820,000円	令和3年7月13日から 令和3年11月9日まで
3	[小規模工事等監査] 城南区役所・水道局合同庁舎アスベスト濃度分析業務委託	302,500円	令和4年1月21日から 令和4年3月22日まで
4	[小規模工事等監査] 城南区役所・水道局合同庁舎 消防設備保守業務委託	1,650,000円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

別表14

早良区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	[小規模工事等監査] サザエさんベンチ設置工事	262,900円	令和3年11月26日から 令和4年3月15日まで
2	市道有田1235号線道路舗装補修工事	20,989,100円	令和2年10月20日から 令和3年3月15日まで

3	市道西新荒江線道路舗装補修工事	24,018,500円	令和3年10月30日から 令和4年3月25日まで
4	単価契約 早良区管内 河川水路維持委託 (水路除草)	17,187,579円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
5	単価契約 早良区管内 維持補修業務委託 (道路・下水道・河川)	27,736,186円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
6	[小規模工事等監査] 早良区役所内装木質化等検討業務委託	1,980,000円	令和2年11月18日から 令和3年3月31日まで
7	早良市民センターホール天井改修その他工事 [総合評価]	114,121,700円	令和3年3月13日から 令和4年2月7日まで
8	早良市民センターホール舞台照明設備更新その他電気工事 [総合評価]	226,575,800円	令和3年3月13日から 令和4年2月7日まで
9	国道263号線曲淵トンネル照明灯LED化工事 (早良区)	34,195,700円	令和元年11月15日から 令和2年10月30日まで

別表15

西区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	市道福重石丸線 (西2幹) 歩道設置工事 (その10)	81,518,800円	令和2年7月18日から 令和3年3月25日まで
2	市道壱岐団地960号線道路改良工事 (その2)	41,933,100円	令和2年11月3日から 令和3年8月31日まで
3	市道拾六町1093号線外5路線道路舗装補修工事	33,221,100円	令和3年5月15日から 令和3年9月21日まで
4	市道能古2号線 (西2幹) 道路舗装工事	55,353,100円	令和3年6月8日から 令和3年11月4日まで
5	市道壱岐団地線 (西2幹) 外歩道段差解消予備設計等業務委託	14,550,800円	令和元年10月11日から 令和3年3月15日まで
6	市道壱岐団地線歩道段差解消設計業務委託	5,153,500円	令和3年11月9日から 令和4年3月20日まで
7	西区役所空調設備更新建築工事	30,872,600円	令和2年7月14日から 令和3年3月10日まで
8	西区役所空調設備更新工事 [総合評価]	174,363,200円	令和2年7月16日から 令和3年3月15日まで
9	市道西福岡海浜線道路照明灯建替工事	12,926,100円	令和2年11月18日から 令和3年3月15日まで

別表16

水道局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	新久山スラッジ最終処分場遮水シート設置工事〔総合評価〕	215,948,700円	令和2年8月14日から 令和3年3月25日まで
2	小呂島簡易水道浄水場災害復旧工事	52,030,000円	令和2年7月27日から 令和2年11月30日まで
3	南畑系導水管更新工事（下代久事橋推進）	152,431,400円	令和元年6月28日から 令和3年5月31日まで
4	多々良浄水場1系－1沈澱池防水工事〔総合評価〕	106,467,900円	令和3年9月3日から 令和4年3月15日まで
5	樋井川筑肥橋水管橋塗装工事	7,579,000円	令和3年10月9日から 令和4年3月28日まで
6	漏水修理箇所等舗装 単価契約請負工事（点々舗装）	189,326,218円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
7	漏水防止給水管取替単価契約請負工事 NO. 4	87,987,201円	令和3年4月2日から 令和4年1月20日まで
8	甘水取水場活性炭注入設備棟改築その他工事その2	78,527,900円	令和2年7月3日から 令和3年6月1日まで
9	水管理センター遠方監視制御装置更新工事〔総合評価〕	215,164,400円	令和3年5月15日から 令和4年3月15日まで
10	甘水取水場活性炭注入設備更新工事〔総合評価〕	339,177,960円	令和元年8月21日から 令和2年12月10日まで
11	四箇ポンプ場非常用発電設備設置工事〔総合評価〕	129,800,000円	令和2年7月21日から 令和3年3月15日まで
12	瑞梅寺浄水場中央監視制御設備改良工事	82,500,000円	令和3年6月25日から 令和4年3月15日まで
13	〔小規模工事等監査〕 分析機器ICP-MS-1保守点検業務委託	1,329,350円	令和2年10月24日から 令和3年2月26日まで
14	多々良浄水場計装設備点検業務委託	37,686,000円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
15	背振ダム 漏水量計取替修理	15,950,000円	令和3年10月5日から 令和4年1月31日まで
16	夫婦石浄水場2号加圧脱水機修理	29,920,000円	令和3年10月27日から 令和4年3月15日まで

5 監査公表第5号

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項並びに福岡市監査基準第18条及び第20条第1項の規定によりその結果を公表する。

令和5年7月6日

福岡市監査委員	阿部 真之助
同	篠原 達也
同	水町 博之
同	本野 正紀

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び福岡市監査基準第15条第1項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類

福岡市監査基準第3条第1項第1号、第3号及び第2項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

1 財政援助団体監査

(1) 監査の対象事務

各団体の財政援助に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

ア 公益社団法人福岡市シルバー人材センター（事務監査）

（所管課）福祉局高齢福祉課

イ 公益社団法人福岡市老人クラブ連合会（事務監査）

（所管課）福祉局高齢福祉課

ウ 一般社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会（事務監査）

（所管課）農林水産局鮮魚市場

2 出資団体監査

(1) 監査の対象事務

事務監査は各団体の出資に係る出納その他の財務に関する事務の執行を、工事監査は各団体の工事等を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

ア 地方独立行政法人福岡市立病院機構（事務監査・工事監査）

（所管課）保健医療局医療事業課

- イ 株式会社福岡クリーンエナジー（事務監査・工事監査）
（所管課）環境局管理課
 - ウ 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（事務監査・工事監査）
（所管課）住宅都市局一人一花推進課
 - エ 博多港ふ頭株式会社（事務監査・工事監査）
（所管課）港湾空港局港湾企画課
- 3 公の施設の指定管理者監査
- (1) 監査の対象事務
各団体の指定管理に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象として実施した。
 - (2) 監査の対象団体及び区分
 - ア 株式会社福岡サイエンス&クリエイティブ（事務監査）
（所管課）こども未来局こども発達支援課
 - イ 株式会社福岡市民ホールサービス（事務監査）
（所管課）経済観光文化局文化施設課
 - ウ 福岡舞台芸術施設運営共同事業体（事務監査）
（所管課）経済観光文化局文化施設課
 - エ 西部ガス都市開発株式会社（事務監査）
（所管課）経済観光文化局文化施設課
 - オ 株式会社博多座（事務監査）
（所管課）経済観光文化局文化施設課
 - カ 公益社団法人福岡市シルバー人材センター（事務監査）
（所管課）道路下水道局自転車課
（所管課）東区維持管理課
（所管課）博多区自転車対策・生活環境課
（所管課）南区維持管理課
（所管課）城南区維持管理課
（所管課）早良区生活環境課
（所管課）西区管理調整課
 - キ 特定非営利活動法人 I-D O（事務監査）
（所管課）道路下水道局自転車課
（所管課）中央区管理調整課
- 第3 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）
- 1 財政援助団体監査
監査は、前記の対象事務が法規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類

を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

2 出資団体監査

監査は、前記の対象事務が法規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1から別表4までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

なお、事務監査では、団体ごとに重点事項を設定し監査を実施した。

また、工事監査では、「計画」、「設計」、「積算」、「契約」、「施工」、「検査」、「維持管理」及び「委託」に分類し、複数の団体を横断して重点的に監査を実施する事項（重点事項）として「契約変更」を設定し監査を実施した。

3 公の施設の指定管理者監査

監査は、前記の対象事務が法規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取するなどして実施した。

なお、各団体を横断的にチェックする重点事項として、「利用者の安全確保のための施設管理」を設定し監査を実施した。

第4 団体の概要及び監査の結果

(財政援助団体監査)

1 公益社団法人福岡市シルバー人材センター

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区千代一丁目25番15号

イ 設立年月日 昭和58年6月25日

ウ 設立の目的 定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (7) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供（高齢者に対する就業又は収入の保障の事業は除く。）

(イ) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のための無料の職業紹介事業（高齢者に対する就業又は収入の保障の事業

は除く。)及び労働者派遣事業

- (ウ) 高齢者に対する簡易な仕事に関する知識、技術の付与を目的とした講習等の実施
- (エ) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (オ) 介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業
- (カ) 前5号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業
- (キ) その他目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員21名、職員37名(令和4年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、事業費として、令和3年度に7,965万8,000円の補助金を交付している。なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は2名、兼務は2名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成30年12月から令和5年2月まで
実施期間 令和4年11月10日から同5年2月2日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 公益社団法人福岡市老人クラブ連合会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

イ 設立年月日 昭和38年1月20日

ウ 設立の目的 福岡市における老人クラブの普及発展を図り、高齢者の生活及び地域社会を豊かにする事業を実施することにより、広く高齢者の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 高齢者の健康づくり、介護予防及び生きがいに関する事業

(イ) 高齢者の相互支え合い及び地域における社会奉仕活動事業

(ウ) 老人クラブ活動の強化、育成及び支援に関する事業

(エ) 老人クラブ活動の普及啓発事業

(オ) その他公益目的達成に必要な事項

(カ) 老人クラブ関係者等への福利増進に関する事業

(キ) その他公益目的事業の推進に資する事業

オ 役員及び職員数 役員26名、職員11名(令和4年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、運営費及び事業費として、令和3年度に7,089万9,243円の交付金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は1名で、派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成31年1月から令和5年2月まで

実施期間 令和4年11月10日から同5年2月2日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 一般社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区長浜三丁目11番3号

イ 設立年月日 平成6年7月18日

ウ 設立の目的 鮮魚市場の近代化・情報化・機能高度化を図り、あわせて市場の適正な管理運営に協力し、もって生鮮食料品の円滑な流通と市民の食生活の安定向上に寄与することを目的としている。

エ 事業内容 (ア) 鮮魚市場の近代化・情報化・機能高度化に関する調査研究及び事業促進

(イ) 消費者等への情報サービスの推進と生鮮食料品等の知識及び魚食の普及に関する事業

(ロ) 鮮魚市場の業務の改善合理化及び施設の改善に関する調査研究及び事業促進

(ハ) 鮮魚市場の管理運営に係る協力事業

(ニ) その他、協会の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員19名、職員13名(令和4年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、市場内の環境整備事業費として、令和3年度に3,680万9,000円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣及び兼務はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成29年12月から令和5年2月まで

実施期間 令和4年11月10日から同5年2月6日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(出資団体監査)

1 地方独立行政法人福岡市立病院機構

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市東区香椎照葉五丁目1番1号

イ 資本金 6億6,286万6,343円(令和4年9月30日現在)

ウ 設立年月日 平成22年4月1日

エ 設立の目的 地方独立行政法人法に基づき、福岡市における医療施策として求められる救急医療、高度専門医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 福岡市立こども病院及び福岡市民病院の運営

カ 役員及び職員数 役員8名、職員1,249名(令和4年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金の全額を出資している。さらに、運営費として、令和3年度に20億円の負担金を交付している。また、施設・設備整備事業資金として、115億8,340万7,336円(令和4年9月30日現在未償還残高)の貸付を行っている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は8名で、兼務はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成30年1月から令和4年12月まで

実施期間 令和4年11月10日から同年12月19日まで

(工事監査) 対象期間 平成29年4月から令和4年3月まで

実施期間 令和4年6月27日から同5年1月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

共通仮設費及び直接仮設工事の積算を適正に行うべきもの

外壁改修その他工事 [No.2]

(契約金額6,715万7,640円)

本工事は病院の外壁改修等を行う工事である。

共通仮設費の算定において、「積算の手引き」では監理事務所(監督員事務所)を設けない場合は、共通仮設費率に0.9を乗じる(低減する)こととしているが、監理事務所を設けない場合の共通仮設費率の低減を行わなかった結果、過大な積算となっていた。

また、積み上げによる共通仮設費に、交通誘導警備員を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。

さらに、直接仮設工事の積算において、養生シート張りの単価で積算すべきとこ

ろ、防音シート張りの単価で積算していた結果、過大な積算となっていた。
今後は、適正な積算に努められたい。

(福岡市民病院総務課)

※ [] 内の数字は、「別表 1 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

2 株式会社福岡クリーンエナジー

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市東区蒲田五丁目11番 2 号

イ 資本金 50億円 (令和 4 年 9 月30日現在)

ウ 設立年月日 平成12年10月20日

エ 設立の目的 福岡市の廃棄物焼却処理施設である福岡市東部工場の老朽化による新工場の建設にあたり、新工場において廃棄物処理の効率化、資源及びエネルギーの有効活用等を図るため、同工場の建設及び運営、廃棄物の処理、これにより生ずる電気及び熱の供給等の事業を行うことを目的として設立したもの。

オ 事業内容 (ア) 福岡市との契約に基づく廃棄物の処理

(イ) (ア)により生ずる電気及び熱の供給

(ロ) 廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営

(ハ) (ロ)に関するコンサルティング

(ニ) (ア)～(ハ)に付帯する一切の事業

カ 役員及び社員数 役員 9 名、社員72名 (令和 4 年10月 1 日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち25億5,000万円(出資率51.0%)を出資している。また、廃棄物中間処理委託を行い、その委託料総額は令和 3 年度において25億9,307万7,618円となっている。

なお、上記役員及び社員数のうち、福岡市職員の派遣は 9 名、兼務は 2 名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和 2 年 1 月から同 4 年12月まで

実施期間 令和 4 年11月10日から同年12月 9 日まで

(工事監査) 対象期間 平成31年 4 月から令和 4 年 3 月まで

実施期間 令和 4 年 6 月27日から同 5 年 1 月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道浜二丁目3番26号

イ 基本財産 3,500万円(令和4年9月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和60年3月26日

エ 設立の目的 都市の緑化推進及び公園緑地、街路樹等の管理・運営に関する事業を通して、うるおいとやすらぎのある緑豊かな環境共生都市の形成と健康で文化的な市民生活の向上に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (公益目的事業)

(ア) 都市の緑化推進及びその普及啓発に関する事業

(イ) 公園緑地、街路樹等の管理・運営及び利用促進に関する事業

(ウ) 公園緑地及び都市緑化等都市環境の向上に関する調査・研究

(エ) 都市緑化基金の造成及び管理に関する事業

(オ) その他公益目的を達成するために必要な事業

(収益事業)

(ア) 都市施設等の建設及び管理・運営に関する事業

(イ) 公園等における便益施設等の設置及び管理・運営に関する事業

(ウ) その他公益目的事業に関連する事業

カ 役員及び職員数 役員10名、評議員6名、職員49名(令和4年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出捐している。また、街路樹等の維持管理・整備業務委託を行い、その委託料総額は令和3年度において4億8,928万円となっている。さらに、舞鶴公園及び東平尾公園の指定管理者であることから、令和3年度に5億6,067万7,800円の管理料を支出している。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は6名、兼務は4名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和元年12月から同4年12月まで

実施期間 令和4年11月10日から同年12月6日まで

(工事監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年3月まで

実施期間 令和4年6月27日から同5年1月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 博多港ふ頭株式会社

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地 福岡市東区香椎浜ふ頭四丁目2番2号
- イ 資本金 7億円(令和4年9月30日現在)
- ウ 設立年月日 平成5年4月30日
- エ 設立の目的 博多港の高度な経営に努め、国際化を推進し、もって、博多港の振興に寄与するため、次の事業を営むことを目的とする。
- オ 事業内容 (ア) 港湾施設の整備並びに経営
(イ) 港湾荷役機器の賃貸
(ウ) 公共港湾施設の管理運営業務
(エ) 公共港湾施設の維持管理業務
(オ) 港湾施設の経営及び管理運営に付随する業務
(カ) その他港湾の振興に関する業務
- カ 役員及び社員数 役員15名、社員80名(令和4年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち3億5,700万円(出資率51.0%)を出資している。また、博多港港湾施設維持修繕等業務の委託を行い、その委託料総額は令和3年度において6億5,806万621円となっている。さらに、博多港の港湾施設の指定管理者であることから、令和3年度に6億7,345万3,226円の管理料を支出している。その他、博多港物流ITシステムの開発及び運営に係る事業について、令和3年度に558万7,550円の負担金を交付している。

なお、上記役員及び社員数のうち、福岡市職員の派遣は3名、兼務は1名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

- (事務監査) 対象期間 令和2年1月から同4年12月まで
実施期間 令和4年11月10日から同年12月23日まで
- (工事監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年3月まで
実施期間 令和4年6月27日から同5年1月31日まで

(4) 監査の結果

- (事務監査)
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
- (工事監査)
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(公の施設の指定管理者監査)

1 株式会社福岡サイエンス&クリエイティブ

- (1) 主たる事務所の所在地
福岡市中央区薬院一丁目17番28号
- (2) 監査に係る公の施設

福岡市科学館

- ア 所在地 福岡市中央区六本松四丁目2番1号
- イ 指定期間 平成29年10月1日から令和14年9月30日まで
- ウ 施設概要 施設規模 鉄骨造地下1階、地上7階建の3～7階部分賃借
施設内容 基本展示室、企画展示室、ドームシアター、多目的ホール、実験室、工作室、交流室、連携スクエア、サイエンスナビ(情報室)、ミュージアムショップ、事務室等
敷地面積 9,946.2㎡
延床面積 10,150.0㎡(専有・共有部分)
- エ 設置年月日 平成29年10月1日
- オ 利用料金制 導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係るサービス購入費は、令和3年度において4億5,721万1,162円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成29年10月から令和4年12月まで

実施期間 令和4年11月10日から同年12月2日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 株式会社福岡市民ホールサービス

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区天神五丁目1番23号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市民会館

- ア 所在地 福岡市中央区天神五丁目1番23号
- イ 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- ウ 施設概要 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階、地上4階建
施設内容 大ホール、小ホール、練習室、駐車場
敷地面積 10,552.9㎡
延床面積 9,255.3㎡
- エ 設置年月日 昭和38年10月25日
- オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において2億1,441万2,234円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年12月まで

実施期間 令和4年11月10日から同年12月20日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 福岡舞台芸術施設運営共同事業体

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 特定非営利活動法人アートマネジメントセンター福岡
福岡市中央区天神四丁目1番18号

イ 構成団体 九州地区舞台芸術運営協同組合
福岡市博多区祇園町6番27号ロマネスク祇園202
株式会社ファビルス
福岡市博多区博多駅前一丁目1番1号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市祇園音楽・演劇練習場

ア 所在地 福岡市博多区祇園町8番3号

イ 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階、地上6階建
施設内容 エントランスホール、受付、楽屋、ホール、照明音響
調整室、機械室

敷地面積 442.1㎡

延床面積 2,524.3㎡

エ 設置年月日 平成12年9月1日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において5,198万7,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年12月まで

実施期間 令和4年11月10日から同年12月20日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 西部ガス都市開発株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区千代一丁目17番1号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市千代音楽・演劇練習場

ア 所在地 福岡市博多区千代一丁目15番30号パピオ内
イ 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
ウ 施設概要 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階、地上5階建の地下部分
施設内容 大練習室、中練習室、小練習室、楽器庫、大道具室、会議室、事務室、倉庫、更衣室
敷地面積 3,207.5㎡
延床面積 2,612.7㎡

エ 設置年月日 平成3年10月23日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において8,932万8,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年12月まで

実施期間 令和4年11月10日から同年12月20日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

5 株式会社博多座

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区下川端町2番1号

(2) 監査に係る公の施設

博多座

ア 所在地 福岡市博多区下川端町2番1号

イ 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造地下4階地上13階のうち地下2階から地上6階までの劇場部分

施設内容 舞台、客席(最大1,490席)、楽屋、衣裳部屋、道具控室、床山部屋、リハーサル室、チケット売場、事務室、会議室等

敷地面積 4,010.2㎡

延床面積 15,771.9㎡(専有部分)

エ 設置年月日 平成11年5月30日

オ 利用料金制 導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において4億778万8,939円となって

いる。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年12月まで

実施期間 令和4年11月10日から同年12月20日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

6 公益社団法人福岡市シルバー人材センター

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区千代一丁目25番15号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市東区内設置の自転車駐車場

(イ) 所在地及び施設概要等

(単位：㎡、台)

名称	所在地	構造及び施設内容	敷地面積	収容台数	設置年月日
香椎駅東	香椎駅東一丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根	846.0	340	H5.4.1
香椎駅南	香椎駅前一丁目	鉄骨4層、管理棟、フェンス、屋根	1,705.0	837	R2.6.15
香椎宮前駅	千早五丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根、自動精算式駐輪機	500.0	228	H19.3.12
千早駅北	千早四丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根	1,231.4	655	H17.4.1
千早駅南	千早四丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根	1,301.5	577	H17.4.1
名島駅	名島三丁目及び四丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根、自動精算式ゲート・駐輪機	130.4	200	H19.4.1
西鉄香椎駅	香椎駅前二丁目	平面、屋根、自動精算式駐輪機	162.5	100	H23.2.1
箱崎駅高架下	筥松二丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根、駐輪ラック	1,311.0	651	H14.12.1
福工大前駅東	和白東三丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根、駐輪ラック	274.0	111	H11.4.5
計(9施設)			7,461.8	3,699	

(イ) 指定期間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

- (ウ) 利用料金制 導入なし
 イ 福岡市博多区内設置の自転車駐車場（博多駅地区、博多駅筑紫口及び中洲川端地区を除く）

(ア) 所在地及び施設概要等

(単位：㎡、台)

名称	所在地	構造及び施設内容	敷地面積	収容台数	設置年月日
笹原駅東	諸岡五丁目	鉄骨3層、管理棟、フェンス、駐輪ラック、コンベア	335.0	537	S62.3.9
雑餉隈駅前	麦野六丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根、自動精算式ゲート	1,093.8	540	S61.7.1
雑餉隈駅南	銀天町一丁目	平面、管理棟、フェンス、自動精算式駐輪機	191.2	154	S57.12.1
竹下駅第1	竹下四丁目	平面、フェンス、屋根、自動精算式駐輪機	244.4	110	H23.7.1
竹下駅第2	竹下四丁目	平面、屋根、自動精算式駐輪機	189.7	155	H23.7.1
竹下駅西口	竹下一丁目	鉄骨2層、管理棟、フェンス、自動精算式駐輪機、コンベア	641.0	320	H25.4.1
竹下駅南	竹下四丁目	鉄骨2層、管理棟、フェンス、自動精算式駐輪機、コンベア	1,950.0	627	H23.7.1
福岡空港駅	空港前三丁目	鉄骨4層、管理棟、フェンス、駐輪ラック、コンベア	427.0	500	H5.3.3
南福岡駅前	寿町二丁目	鉄骨2層、管理棟、フェンス、駐輪ラック	875.0	1,038	S60.10.1
吉塚駅西口	吉塚本町	鉄骨2層、管理棟、フェンス、自動精算式ゲート、コンベア	252.9	222	H19.4.1
吉塚駅東口	吉塚本町	平面、管理棟、フェンス、屋根、駐輪ラック	529.6	422	H16.10.15
計（11施設）			6,729.6	4,625	

(イ) 指定期間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

(ウ) 利用料金制 導入なし

ウ 福岡市南区に設置の自転車駐車場

(7) 所在地及び施設概要等

(単位：㎡、台)

名称	所在地	構造及び施設内容	敷地面積	収容台数	設置年月日
井尻駅西	井尻五丁目	平面、自動精算式駐輪機	168.0	115	H15.6.16
井尻駅東	井尻一丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根	455.0	271	S60.1.8
井尻駅前	井尻四丁目	鉄骨3層、駐輪ラック、コンベア	856.0	1,673	S63.4.18
大橋駅高架下	大橋一丁目	鉄筋2層、管理棟、フェンス、駐輪ラック	1,261.0	1,678	S53.3.3
大橋駅路上	大橋一丁目	平面、機械式駐輪機	276.0	443	H10.4.1
笹原駅西	井尻三丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根	293.0	200	S62.4.20
笹原駅西第2	井尻三丁目	平面、駐輪ラック	135.0	90	H10.11.21
高宮駅高架下	玉川町	平面、管理棟、フェンス	231.0	120	S53.3.3
高宮駅西	高宮三丁目	鉄骨3層、駐輪ラック、コンベア	338.0	530	S63.6.6
高宮駅東	大楠三丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根	244.0	170	S53.3.3
平尾駅	高宮一丁目	鉄骨2層、駐輪ラック	520.0	335	H6.1.17
計(11施設)			4,777.0	5,625	

(1) 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで

(7) 利用料金制 導入なし

エ 福岡市城南区内設置の自転車駐車場

(7) 所在地及び施設概要等

(単位：㎡、台)

名称	所在地	構造及び施設内容	敷地面積	収容台数	設置年月日
梅林駅	梅林四丁目	平面、管理棟、屋根、自動精算式駐輪機	321.0	131	H17.2.1

金山駅	金山団地	鉄筋5階3層、駐輪ラック、コンベア	295.0	385	H17.2.1
茶山駅西	別府六丁目	鉄筋1層複合、自動精算式駐輪機	308.0	171	H17.2.1
茶山駅東	茶山一丁目	平面、屋根、自動精算式駐輪機	259.0	134	H17.2.1
七隈駅	七隈八丁目	平面、管理棟、屋根、自動精算式駐輪機	197.0	116	H17.2.1
七隈駅路上	七隈四丁目	平面、自動精算式駐輪機	31.0	27	H17.2.1
福大前駅	七隈八丁目	平面、管理棟、屋根、自動精算式駐輪機	320.0	233	H17.2.1
別府駅	別府三丁目	鉄筋3層、自動精算式駐輪機、コンベア	422.0	440	H17.2.1
計(8施設)			2,153.0	1,637	

(イ) 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(ウ) 利用料金制 導入なし

オ 福岡市早良区内設置の自転車駐車場

(ア) 所在地及び施設概要等

(単位：㎡、台)

名称	所在地	構造及び施設内容	敷地面積	収容台数	設置年月日
賀茂駅北	賀茂三丁目	平面、屋根、自動精算式駐輪機	208.0	162	H17.2.1
賀茂駅南	賀茂三丁目	平面、管理棟、屋根、自動精算式駐輪機	570.0	241	H17.2.1
次郎丸駅	次郎丸四丁目	平面、管理棟、屋根、自動精算式駐輪機	385.0	188	H17.2.1
次郎丸駅路上	次郎丸一丁目	平面、自動精算式駐輪機	34.0	30	H17.2.1
西新駅北	西新三丁目	平面、管理棟、フェンス	1,182.0	484	H15.4.1
西新駅中央	西新四丁目	鉄骨2層、フェンス、駐輪ラック、コンベア	950.0	1,016	H8.10.14
西新駅西	西新五丁目	平面、管理棟、屋根、フェンス	754.0	200	S57.4.1

西新駅東	西新二丁目	平面、フェンス	73.0	60	S60.3.13
西新駅南	西新四丁目	平面、管理棟、屋根、フェンス	374.0	290	S61.10.1
西新駅路上	西新一丁目～四丁目	平面、機械式駐輪機	296.0	210	H14.3.25
野芥駅	野芥二丁目	平面、管理棟、屋根、自動精算式駐輪機	264.0	128	H17.2.1
野芥駅路上	野芥一丁目及び二丁目	平面、自動精算式駐輪機	372.0	362	H17.2.1
藤崎駅第1	百道二丁目	平面、管理棟、屋根、フェンス	220.0	150	S56.12.4
藤崎駅第2	百道二丁目	平面、管理棟、屋根、フェンス、駐輪ラック	1,602.0	822	S58.3.22
室見駅前	室見一丁目	平面、管理棟、屋根、フェンス、駐輪ラック	1,147.0	719	S60.10.1
室見駅南	室見五丁目	鉄骨6層、駐輪ラック	559.0	726	S63.4.1
計 (16施設)			8,990.0	5,788	

(イ) 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで

(ウ) 利用料金制 導入なし

カ 福岡市西区内設置の自転車駐車場

(ア) 所在地及び施設概要等

(単位：㎡、台)

名称	所在地	構造及び施設内容	敷地面積	収容台数	設置年月日
今宿駅西	今宿一丁目	鉄骨2層、管理棟、フェンス、駐輪ラック、コンベア	1,204.0	1,036	H14.4.1
九大学研都市駅西	北原一丁目	鉄骨2層、管理棟、フェンス、駐輪ラック、コンベア	1,119.0	770	H28.4.1
九大学研都市駅東	西都一丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根、駐輪ラック		538	H28.4.1
周船寺駅前	周船寺二丁目	鉄骨3層、管理棟、フェンス、駐輪ラック、コンベア	994.0	712	H9.10.20

姪浜駅高架下東	姪の浜四丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根、駐輪ラック	800.0	653	S59. 1. 20
姪浜駅高架下西	姪の浜五丁目	鉄骨 2 層、管理棟、フェンス、駐輪ラック	1,796.0	2,593	S58. 3. 22
計 (6 施設)			5,913.0	6,302	

(イ) 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から同 8 年 3 月 31 日まで

(ウ) 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和 3 年度において次のとおりとなっている。

- ア 福岡市東区内設置の自転車駐車場 1 億1,188万6,993円
- イ 福岡市博多区内設置の自転車駐車場 1 億3,081万6,177円
- ウ 福岡市南区内設置の自転車駐車場 1 億780万1,809円
- エ 福岡市城南区内設置の自転車駐車場 6,704万540円
- オ 福岡市早良区内設置の自転車駐車場 1 億5,809万8,995円
- カ 福岡市西区内設置の自転車駐車場 1 億2,322万9,787円

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

- (事務監査) 対象期間 東区、博多区及び西区の各区内設置の自転車駐車場
令和 3 年 4 月から同 5 年 2 月まで
南区及び早良区の各区内設置の自転車駐車場
令和 2 年 4 月から同 5 年 2 月まで
城南区内設置の自転車駐車場
平成31年 4 月から令和 5 年 2 月まで
実施期間 令和 4 年11月10日から同 5 年 2 月10日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

7 特定非営利活動法人 I - D O

(1) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区浅野二丁目14番 2 号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市中央区内設置の自転車駐車場 (天神地区及びきらめき通りを除く)

ア 所在地及び施設概要等

(単位：㎡、台)

名称	所在地	構造及び施設内容	敷地面積	収容台数	設置年月日
----	-----	----------	------	------	-------

桜坂駅	桜坂一丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根、自動精算式駐輪機	394.0	114	H17.2.1
唐人町駅	荒戸三丁目	鉄骨3層、管理棟、フェンス、駐輪ラック	276.0	262	H1.4.10
薬院駅北	渡辺通四丁目	平面、フェンス、屋根	273.0	200	H9.4.7
薬院駅南	平尾一丁目	平面、管理棟、フェンス、屋根	492.0	246	H9.4.7
薬院大通駅	薬院四丁目	地下1層、管理棟、フェンス、自動精算式駐輪機、コンベア	481.0	204	H17.2.1
六本松駅	六本松二丁目	鉄骨2層、平面、管理棟、屋根、自動精算式駐輪機	414.0	452	H17.2.1
計(6施設)			2,330.0	1,478	

イ 指定期間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

ウ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において6,476万2,081円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同5年2月まで

実施期間 令和4年11月10日から同5年2月10日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

別表1

地方独立行政法人福岡市立病院機構 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	旧福岡市立こども病院・感染症センター跡地内新設擁壁実施設計等業務委託	4,931,300円	令和3年11月13日から 令和4年3月28日まで
2	外壁改修その他工事	67,157,640円	令和3年4月29日から 令和3年10月15日まで

別表2

株式会社福岡クリーンエナジー 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	令和3年度 東部工場放流水等水質測定委託	8,800,000円	令和3年2月21日から 令和4年3月22日まで
2	令和3年度本社移転に伴う運搬委託及び間仕切工事等	15,290,000円	令和3年6月19日から 令和3年9月30日まで
3	令和2年度 東部工場 I T V装置更新工事	65,230,000円	令和2年8月18日から 令和3年3月26日まで
4	令和3年度 東部工場 定期修理	528,000,000円	令和2年12月15日から 令和3年11月30日まで

別表3

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	令和3年度博多区街路樹等管理業務委託	89,591,700円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
2	令和3年度東平尾公園競技場等芝生管理業務委託	30,666,900円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
3	令和3年度舞鶴公園施設改修工事	9,460,000円	令和4年2月1日から 令和4年3月15日まで

別表4

博多港ふ頭株式会社 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	I C C T拡張ヤードバンパー化整備工事	46,240,700円	令和3年9月22日から 令和3年12月19日まで
2	須崎ふ頭西3号上屋屋根等改修工事	113,328,600円	令和2年10月20日から 令和3年3月18日まで
3	博多港保安対策監視設備用監視カメラ更新工事	23,980,000円	令和2年10月20日から 令和3年3月25日まで
4	R T G (T 1 5 , T 1 6 , T 1 7 号機) 制御装置及びリチウムイオン電池更新	129,800,000円	令和3年10月8日から 令和4年3月15日まで
緊急修繕等 20件			

[参考:年間スケジュール]

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
財務監査 (定期監査)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>第1期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務企画局 ○財政局 ○こども未来局 ○経済観光文化局 ○道路下水道局 ○消防局 ○交通局 ○教育委員会 </div> <div style="width: 45%;"> <p>第2期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会計室 ○市長室 ○市民局 ○福祉局 ○保健医療局 ○環境局 ○農林水産局 ○住宅都市局 ○港湾空港局 ○区役所(全区) ○水道局 </div> </div>											
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>第1期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務企画局 ○財政局 ○こども未来局 ○経済観光文化局 ○道路下水道局 ○消防局 ○交通局 ○教育委員会 </div> <div style="width: 45%;"> <p>第2期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民局 ○福祉局 ○保健医療局 ○環境局 ○農林水産局 ○住宅都市局 ○港湾空港局 ○区役所(全区) ○水道局 </div> </div>											
財政援助団体監査	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>第1期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(一財)福岡市教職互助会 </div> <div style="width: 45%;"> <p>第2期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(公社)福岡市シルバー人材センター ○(公社)福岡市老人クラブ連合会 ○(一社)福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会 </div> </div>											
出資団体監査	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>第1期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(公財)福岡アジア都市研究所 ○(公財)福岡市文化芸術振興財団 ○福岡タワー(株) ○(公財)福岡市学校給食公社 </div> <div style="width: 45%;"> <p>第2期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(地独)福岡市立病院機構 ○(株)福岡クリーンエナジー ○(公財)福岡市緑のまちづくり協会 ○博多港ふ頭(株) </div> </div>											
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>第1期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(公財)福岡アジア都市研究所 ○(公財)福岡市文化芸術振興財団 ○福岡タワー(株) ○(公財)福岡市学校給食公社 </div> <div style="width: 45%;"> <p>第2期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(地独)福岡市立病院機構 ○(株)福岡クリーンエナジー ○(公財)福岡市緑のまちづくり協会 ○博多港ふ頭(株) </div> </div>											
公の施設の 指定管理者監査	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>第1期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(株)西日本介護サービス ○(社)福まごころ会 ○(社)福敬養会 ○(社)福岡ケアサービス ○(社)福岡市身体障害者福祉協会 ○福岡市社会福祉協議会・旭商会共同事業体 ○福岡市漁業協同組合 ○マリゾン・博多湾環境整備共同事業体 ○博多港開発・西部ガス共同事業体 ○博多港ふ頭(株) </div> <div style="width: 45%;"> <p>第2期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(株)福岡サイエンス&クリエイティブ ○(株)福岡市民ホールサービス ○福岡舞台芸術施設運営共同事業体 ○西部ガス都市開発(株) ○(株)博多座 ○(公社)福岡市シルバー人材センター ○特定非営利活動法人I-DO </div> </div>											
行政監査	<div style="text-align: center;"> </div>											
例月出納検査	<div style="text-align: center;"> <p>通年(毎月)</p> </div>											
決算審査 基金運用状況審査 健全化判断比率及び 資金不足比率審査 内部統制評価報告書 審査	<div style="text-align: center;"> </div>											

* マークは、フォローアップ監査のみ実施する場合があります。